

とんでもない！辺野古埋立て容認した高裁判決

最高裁へ破棄求める署名と行動へ！

リーフレットを配布

(A4 サイズの二つ折り)

コピーでも高裁判決！

証拠調べもなし
 辺野古が唯一の解決策？ 沖縄の地理的優位性？ 海兵隊の県外移駐はできない？ など、県と国の対立点を判定するには、証拠に基づく事実認定が必要です。しかし高裁の多見谷裁判長は県からの8名の証人申請を全て却下しました。翁長知事の本人尋問だけで認定できるはずがありません。民事訴訟法を無視した証拠調べなき政治的判決です。

自治体は国の下請機関ですか？
 判決は国と地方は対等という地方自治法を無視しています。この判決を受け入れると、今後、日本中の自治体が国の指示に従うだけの下請け機関にされます。

判決は沖縄差別そのもの
 埋め立ては、地域の安全や環境を配慮して承認するかどうか決めるべき事項なのに、国防・外交を強調し、なりふり構わず政府の主張を正当化しました。法を曲げて、沖縄住民は犠牲になれといっているのです。この判決に抗議しなければ、明後にして私たちも日本政府の沖縄差別に手を貸すこととなります。

沖縄・辺野古のこのちの海をこわすな！

<最高裁は高裁判決を破棄しろ> 署名
 呼びかけ 「止めよう！ 辺野古埋立て」 国会包囲実行委員会
 署名要旨はホームページから 第1次集約日 11月18日(金)

<最高裁への抗議行動>

11/17 最高裁に向けた抗議 11月17日(金) 12:00～ 最高裁判所 正門前
 永田町駅(地下鉄半蔵門線・有楽町線・南北線) 2番or4番出口から5分
 呼びかけ 沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック (090-3910-4140)

11/20 最高裁キャンドルナイト 11月20日(日) 18:00～20:00 連続行動
 11月20日(日) 18:00～20:00 キャンドル集会
 11月21日(月) 8:00～ 9:00 情宣、10:00～ 署名提出・要請行動、
 12:00～13:00 昼休み集会 最高裁判所周辺
 呼びかけ 「止めよう！ 辺野古埋立て」 国会包囲実行委員会

問合せ 沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック (090-3910-4140)
 一坪ホームページ <http://www.jca.apc.org/HHK/>
 ツイッター https://twitter.com/hitotsube_kanto

(表面)

(裏面)

辺野古埋立容認判決とは？

2015年10月、翁長雄志沖縄県知事は、仲井真前沖縄県知事の辺野古埋立承認は公有水面埋立法4条に違反すると判断し、これを取り消しました。公正な第三者委員会を設置し、専門家の意見を慎重に審議し、環境保全対策が不十分との結果が出たからです。日本政府は、この取り消しを取り消すために代執行訴訟を提起し、さらにその他2つの訴訟が併行するなど事態は複雑化しています。2016年3月に代執行訴訟の和解が成立しますが、和解条項にあった「協議」を尽くすことなく、同年7月22日、政府は翁長知事の取り消しの取り消しを求める「不作為の違法確認訴訟」を高裁に提起しました。そして同年9月16日、福岡高裁那覇支部は県側の証人申請をすべて退け、弁論は2回だけ、提訴から2か月足らずでスピード判決を下しました。多見谷裁判長は、「確定判決には従いますか」と翁長知事に迫るなど、最初から「国の勝手ありき」の訴訟指揮でのぞきました。さらには、「辺野古の新基地建設をやめるには、普天間を固定化するしかない」とまで政府見解にすり寄ったのです。憲法が規定する「司法の独立」を踏みにじり、政府と裁判所が手を組んで沖縄を追い詰めています。



公有水面埋立法とは？

この法律はみだりに海岸を埋め立てさせないことを目的としています。環境保全、災害防止対策が不十分であれば、知事は、相手国だろうが民間企業だろうが埋め立てさせてはいけないのです。仲井真前知事は承認しましたが、翁長知事は、第三者委員会に検証させたらうで、環境保全対策が不十分として承認を取り消しました。もちろん、いったん承認した案件を取り消す権限も都道府県知事にあります。

地方自治とは？

憲法92条は、自治体に関する事項は「地方自治の本旨」に基づいて法律で定めるべきと規定しています。自治体の長、議会には憲法上、住民の安全・環境を守るための義務と権限が認められており、さらに地域行政には住民の意思を反映させる必要があります。つまり、地域のことは地域で決めるべきであり、地域の安全や地域住民の意向を無視した国の介入は違法あるいは不当な行為です。沖縄県知事選、名護市長選、衆・参議院選など直近の選挙で、沖縄住民は辺野古新基地反対の候補者を当選させました。国と地方が争う場合も、上下関係はなく、「対等性」が求められます。特に1999年の地方自治法改正によって、「国と地方は対等・協力関係」が促進されました。判決はこの対等性を無視しています。

法治国家崩壊、独裁国家誕生へ？

公有水面埋立法も地方自治法も日米安保とは無関係です。国防・外交を優先して、地方自治を踏みしめることは法解釈上許されません。これでは、法治国家であることを放棄することになります。明治憲法体制への回帰です。